

令和 7 年 5 月 29 日

第 5 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和7年5月29日(木) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 宮田委員 橋田委員
堅田委員 大野委員

(推進委員7名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
和田委員 森光委員 谷脇委員
坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 横山委員
(推進委員1名) 森田委員

5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長

6. 議 事 議案第1号 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

7. 報告事項

8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第5回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は11番 森光委員、10番 横山委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は11番 堅田委員、12番 谷脇委員、よろしくお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 関係委員の意見ををお願いします。
意 見	3番 宮田委員 現地確認してきました。何十年も前から倉庫が建っております。二階が住宅のようになっていますが、一階部分は倉庫であり、非農地となっています。
審 議	古谷会長 委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 まず、農地の区分については、10ha 以上の広がりのある集団農地であることから第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 に規定される集落接続に該当し、不許可の堤外規定にあたると判断します。 申請地目は登記、現況とも畑です。 目的は、JA 土佐くろしおの新出荷場建設に伴う立ち退きのため、自宅である農家住宅を建築するもので、元の住居から近く、安全性や利便性、農作業の効率性、また、必要面積を満たせる土地がほかにあることそして、そしてなにより同居する高齢の母が慣れ親しんだ土地でもあり、建築はやむを得ないと判断します。 次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇円を自己資金で賄う計画となっておりますが、立ち退きになる現住建物や土地、山林の売買代金を充てることとなっております、土佐くろしお農協が買収することの証明が出ており問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から 6 カ月となっております、特に問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、開発許可は不要、道路工事、道路占用についてはともに不要、水路への排水及び工事許可についても不要を確認済み。令和 7 年 4 月 16 日付 農振農用地区域からの除外決定確認済み。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、排水計画は、生活排水は浄化槽を介し東側水路へ放流し、建物に降った雨水は雨樋で集水し東側水路へ排水します。庭等に降った雨水は、コンクリート部分は勾配を利用して北側、東側水路へ排水します。土スペースに降った雨は自然浸透です。 進入計画は西側の市道から進入します。

議 長	なお、周辺農地への影響については、北側、東側 5 筆の農地がありますが、すべて承諾書が出ており問題ないと判断します。
意 見	古谷会長 関係委員の意見ををお願いします。 1 3 番 坂本委員 説明にあったように、J A の出荷場の高台移転があり、立ち退きするという事であり、近所に自宅を建てたいということで、現在の自宅の前の畑に住宅を建てるという事です。南と北側に水路があって、その横に田がありますが、承諾をもらっているという事です。で特に問題はないかと考えます。
審 議	古谷会長 何かご意見やご質問はありませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 4 条 3 項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 番号 1 について、農地の区分については、1 0 h a 以上の広がりのある集団農地であることから第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則第 3 3 条第 4 に規定される集落接続に該当し、不許可の例外規定にあたると判断します。 申請地目は登記、現況とも畑です。

	目的は、農家住宅の建築で、現在住んでいる建物は池ノ内にありますが、高知県の土砂災害特別計画区域（レッドゾーン）に指定されているため新たな建築ができず、安全性、利便性、農作業の効率性、ほかに賄えるだけの面積を持った土地がないことなどから申請地に住居を建築することはやむを得ないと判断します。建築後は、使用借人3人と両親である使用貸人夫婦の5人で居住する計画です。 次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇円を3人の自己資金で賄う計画となっており、銀行の等の残高証明が出ており問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から6カ月となっており、特に問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、開発許可は不要、道路工事、道路占用についてはともに不要、市管理の水路への排水及び工事許可についても不要を確認済み。令和7年1月23日付 農振農用地区域からの除外決定確認済み。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、排水計画は、生活排水は浄化槽を介し北側市道側溝へ放流し、建物に降った雨水も雨樋で集水し北側市道側溝へ排水します。庭等に降った雨水は、コンクリート部分は勾配を利用して北側市道側溝へ排水、その他は集水枳を介して市道北側側溝へ排水します。畑に降った雨は自然浸透です。 進入計画は南東側の農用通路から進入します。 周辺農地への影響については、周囲がすべて使用貸人の土地であり、北側に市道と水路を挟んで農地があるものの、影も届かないこと、排水も影響ないので問題ないものと判断します。なお、北側農地の耕作者からは承諾書が提出されています。 番号2について、農地の区分については、第1種から第3種農地のいずれにも当てはまらない農地として第2種農地と判断されます。 申請地目は登記が田、現況とも畑です。 目的は個人住宅の建築です。現在マンションの一室で夫婦と子ども一人で生活中であるが、今後子どもが増えると手狭なため、自然環境もよく津波などの災害の心配がなく、学校や勤務地、大型店舗にも近い利便性の高い申請地に住宅を建築することはやむを得ないものと認められます。 次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇円を自己資金と融資資金で賄う計画となっており、銀行の等の残高証明や融資証明が出ており問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から6カ月となっており、特に問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、開発許可は不要、道路工事、道路占用につい
--	--

	てはともに不要、南側水路への排水は谷川であり許可不要、その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、排水計画は、生活排水は浄化槽を介し南側水路へ放流し、建物に降った雨水も雨樋で集水し南側市道側溝へ排水します。庭等に降った雨水は、コンクリート部分は勾配を利用して砕石地部分に誘導し、砕石部分に降った雨とともに自然浸透です。 進入計画は北側市道から番号3で地役権を設定する部分を経て侵入します。 周辺農地への影響については、北側は市道、南側は水路、西側は県道と接しており、東側の農地所有者からは承諾書が出されており影響はないものと判断します。 番号3について、農地の区分については、第1種から第3種農地のいずれにも当てはまらない農地として第2種農地と判断されます。 申請地目は登記、現況とも田です。 目的は個人住宅を建築するための地役権の設定です。現在計画中の住宅新築にあたり、市道から敷地までの進入路がないことから、その用に充てるため、土地の一部を購入し、また別の一部に地役権を設定し、水道管の敷設と通行を行うものです。新築資金のローンを受ける金融機関から、通行及び水道管敷設の法的安定性措置をもとめられてもおり、やむを得ないものと考えます。 次に、資力及び信用についてですが、地役権の設定については、許可日から永年となっており、その間の通行料及び水道管敷設料金は0円であり、問題ないものと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、住宅の工期が許可日から6カ月となっており、それに付随するものであるので特に問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、開発許可は不要、道路工事、道路占用についてはともに不要、法定外公共物の占用、工事とも不要です。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、排水計画は、砕石敷きとし、自然浸透です。 進入計画は北側市道から進入します、 周辺農地への影響については、隣接した農地がありますが、地役権設定者の所有地であり問題ありません。ほかに影響する農地はありません。
--	--

議 長	古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	5 番 谷本委員 番号 1 は、以前除外で現地確認に行った土地です。申請の通り現在の自宅は急傾斜地で、立て直しができない土地であり、問題ありません。 古谷会長 何かご意見やご質問はありませんか。 3 番 宮田委員 申請人がやっているハウスが、現在の住所よりも申請地に近い位置にありますので、利便性からも問題ないと思います。 1 2 番 谷脇委員 番号 2、番号 3 について、周辺の農地に影響もなく、同意もあるということで問題ありません。
審 議	古谷会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、番号 1 については高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求め、番号 2 及び番号 3 については意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 5 条 3 項の規定により、番号 1 は高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める、番号 2 及び番号 3 は意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 令和 7 年度須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更における現地確認について

閉会宣言	視察研修について 互助会費について 徳永次長 活動記録簿について 地域計画のアンケートについて 古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第5回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時55分 その真正なることを証して署名する。 議 長 1 1 番 1 2 番
-------------	--